

国保

おおいた

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんがお互いに支え合う仕組みです。納付いただく国保税は、国保事業の最も重要な財源になっています。今回は、国保税の内容や納付方法などについてお知らせします。

◎4年度の国民健康保険(国保)税

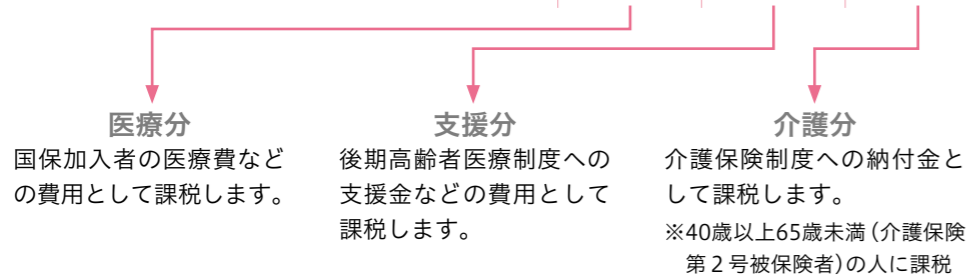
6月中旬に、納税通知書を世帯主宛てに送付します。口座振替の利用者や年金天引き(特別徴収)の人へも、通知書を送付します。世帯主自身が勤める会社などの健康保険に加入し、国保に加入していない場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、**世帯主が納税義務者**となります。

※ただし、この場合の世帯主の所得は税額計算には含まれません。なお、軽減判定の計算(18ページ「国保税の軽減制度」参照)には含まれます。

国保税の仕組み

世帯単位で課税され、加入者の所得によって算出される**所得割**、加入者数やその世帯に賦課される**均等割・平等割**で構成されています。そのため、**税額は世帯により異なります**。年税額は、毎年4月から翌年3月までを1年度として、次の①～③を合計した額となります。

区分	課税標準	税率		
		医療分	支援分	介護分
①所得割額	前年中の総所得金額などから基礎控除(43万円)を差し引いた額 ※所得のある人個々に計算	$\frac{8.65}{100}$	$\frac{2.49}{100}$	$\frac{2.50}{100}$
②均等割額	世帯の被保険者数1人当たり ※介護分は第2号被保険者数1人当たり	26,500円	7,700円	8,700円
③平等割額	1世帯当たり	25,700円	6,900円	5,900円
4年度 賦課限度額(最高限度額)		650,000円	200,000円	170,000円



◎国保税の年金天引き(特別徴収)

国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の2つの条件を満たす場合、原則、国保税を**世帯主の年金から**年金支給月ごとに天引きします。

- 国保の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- 国保の世帯主の介護保険料と世帯の国保税の1回の年金天引き(特別徴収)の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない

※年金天引きとなる世帯主には、あらかじめ通知書にてお知らせします。なお、これまで年金天引きしていた世帯主で、5年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は年金天引きではなく、普通徴収(納付書または口座からの引き落とし)となります。



口座振替に変更できます

年金天引きの対象者は、申し出ていただくことで、年金天引きを中止し、口座振替に変更できます。
※変更には3カ月程度かかります。

問 国保年金課 国保税の課税・減免など ☎537-5736
国保税の納付・相談など ☎537-5738

2022 人権フォトコンテスト 作品募集

テーマ ありがとう ～わたしの心の応援団～

私たちは、ときに周りの人に支えられ、ときに相手の心に寄り添って、暮らしています。

「がんばる人を応援したい」「立ち止まってしまった人の背中を押してあげたい」「たまには自分だって応援されたい」そのような場面を日ごろの感謝の気持ちとして一枚の写真にのせて、『ありがとう』と伝えてみませんか。



2021人権フォトコンテスト 最優秀作品
『つなぐ～母から娘へ 娘から妹へ～』

例えば…

- 目標に向かってがんばる姿
- 自分の心の支えとなっていること
- 思いやりを感じたこと
- 自分が前向きになれる瞬間
- つらい事に立ち向かう人を支える姿
- つながりを感じたこと
- 自分を突き動かす熱い想い
- 多くの人に支えられていると気づいた瞬間

募集期間

6月15日(水)～9月30日(金)(必着)

応募資格

市内に居住または通勤、通学しているアマチュアの人
※応募規定がありますので、市ホームページをご覧ください。
なるか、人権・同和対策課にお問い合わせください。

募集規格

2L判またはキャビネ判。白黒、カラーいずれでも可。
※組み写真は不可。また、未発表作品で1人3点までです。

賞および賞金

- 最優秀賞 1点 賞状・賞金(5万円)
- 優秀賞 5点 賞状・賞金(3万円)
- 優良賞 10点 賞状・賞金(1万5千円)
- 佳作 10点 賞状・賞金(5千円)

※中学生以下の人の賞金は、金額相当の商品とします。



◀詳しくはこちら

応募方法

応募票(自製可)に、作品の題名・説明、人権メッセージ(120字程度)、撮影年月、氏名、住所、電話番号、在学中の場合は学校名・学年を記載し、作品裏面に貼付けして、直接または郵送で、人権・同和対策課(〒870-8504 荷揚町2-31)へ。

応募票

人権・同和対策課(第2庁舎4階)、人権・同和教育課(第2庁舎4階)、本庁1階案内所、各支所、各連絡所、各地区公民館、ヒューレおおいた(人権啓発センター)、旭町文化センターに置いています。
※下記QRコードからもダウンロード可。

その他

- 応募作品の著作権は応募者に帰属します。なお、応募された時点で市が無償で使用することに同意したものとみなします。
- 応募作品は市ホームページや関連施設等で掲載・展示するほか、広報物等で使用する場合がございます。予めご了承ください。
- 応募作品の返却は致しません。
- 入選者には11月上旬に通知し、市ホームページにも掲載します。

問 人権・同和対策課 ☎537-5618

★★★ おおいたの幸 新商品を紹介します

市内には、豊かな自然に恵まれた環境の中で生産される農林水産物などの地域資源がたくさんあります。市では、こうした地域資源を活用して付加価値を高め、地域の活性化や産業の創出につなげるため、1次、2次、3次産業が連携した6次産業化につながる商品開発などの取り組みを支援しています。

今回は、昨年度支援を受けて開発された15商品を紹介します。商品について詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 農政課 ☎537-7025



今回開発された新商品



▲詳しくはこちら